

国立大学法人佐賀大学 社会貢献の方針

1．本学における社会貢献の位置づけ

本学は、法人規則第1条において、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする」と規定し、また、学則第2条において、「地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と規定しており、これらを踏まえた佐賀大学憲章において「社会貢献：教育と研究の両面から、地域や社会の諸問題の解決に取り組む」と宣言し、国民、特に地域社会に対して教育と研究の両面から貢献することを目指している。

このように位置付けられた社会貢献について、以下の方針を定める。

2．社会貢献の基本的な考え方

組織として社会に貢献することは、本学の使命であると考えます。また、本学は、本学の教職員が個々に自発的に社会に貢献することを支援することで、多様な社会貢献を実現できると考えます。

3．社会貢献の目的

- (1) 生涯学習等を通じて社会に対して学術的、文化的貢献を果たす。
- (2) 地域と連携し、社会的な課題を解決する支援活動を行う。
- (3) 産業界と連携し、大学に対する研究への期待に応える。
- (4) 地域の教育について、先導的な役割を果たす。
- (5) 医療活動を通じて、地域住民の健康を増進する。

4．社会貢献の具体的な目標

- (1) 地域貢献推進室は、地域の課題をくみ上げ、本学の地域貢献の進むべき方向を探る。
- (2) 各学部、教養教育運営機構及び学内共同教育研究施設等は、公開講座を積極的に開催する。
- (3) 各学部及び教養教育運営機構は、開設する授業科目等の一部を、学外に開放する。また科目等履修生を積極的に受け入れる。
- (4) 留学生を受け入れるための特別コースなどを開発する。

- (5) 一般市民を対象とした講演会を開催し、社会教育を実施する。特に青少年の理科離れ対策として科学に対する関心を高めるための活動を行う。
- (6) 高校生の高等教育に対する関心を高める活動や、高校の教育と大学の教育の連携を推進するための活動を行う。
- (7) 地域の教育機関からの要請に応じた教育支援活動を行う。
- (8) 技術研修、教職員研修、医療技術者研修などの専門的な研修のための講習会などを開催する。
- (9) 本学の保有する施設、設備、図書、資料などを積極的に開放する。
- (10) 組織として社会的な課題に取り組むとともに、教員各人が研究を通じて社会に貢献することを目指す。
- (11) 研究成果を学外に公開する。また研究成果を一般市民にわかりやすく説明するための活動や科学的知識の普及活動を行う。
- (12) 企業等との共同研究、受託研究、研究指導、情報提供などを通じて、産業の発展に貢献する。
- (13) 附属学校は、地域の子ども達の教育について先導的な役割を果たす。
- (14) 附属病院は、地域の医療の高度化と充実に先導的な役割を果たす。
- (15) 学内共同教育研究施設等は、地域の課題を解決するための研究調査等に積極的に取り組む。
- (16) 留学生センターは、留学生の支援や学生の海外留学を支援することで、国際交流に貢献する。
- (17) 本学の教員が、その知的能力に基づく社会的活動を行うことで社会に貢献することを支援する。
- (18) 本学の教員が、学会活動に積極的に参加することを支援する。